

会員の入会及び退会に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人秋田県消防設備協会（以下「協会」という。）の定款第6条及び第8条の規定に基づき、会員の入会及び退会について定める。

(入会)

第2条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書（別紙様式1又は別紙様式2）を会長に提出しなければならない。

2 協会は、前項の規定により入会申込書を受理した場合は、直近の理事会において承認の可否を決定するものとする。

(正会員の資格基準)

第3条 正会員の資格基準は、次のとおりとする。

(1) 消防設備士、消防設備点検資格を有する個人

(2) 消防設備士又は消防設備点検資格者が自ら又はこれらの資格者を従業員に有し、消防用設備等の販売、工事、点検及び整備等を行う者で、次の要件を満たしているもの

ア 会員2名以上の推薦がある者

2 前項に基づくことが困難と思われる場合は、理事会において措置する。

(退会)

第3条 会員は、退会しようとするときは、退会届（別紙様式3）により、その旨を会長に届け出なければならない。

附 則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。